

令和3年6月22日

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルスに関する感染警戒期への切り替えについて

県民・事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、感謝申し上げます。

本県では、6月1日に「感染警戒期（特別警戒期間）」に移行し、緊急事態宣言地域等からの感染の持ち込みや持ち帰りや、アルファ株よりも感染力が強いとされるデルタ株による感染の再拡大への強い警戒を続けつつ、社会経済活動を徐々に再開しています。

その後、皆さんの注意深い行動により、6月以降、県内の感染状況は落ち着いた状況を維持しており、医療負荷も減少傾向にあります。

こうした足下の感染状況や医療負荷の状況、そして、近隣県（広島県及び岡山県）の緊急事態宣言が解除されたことなどを踏まえ、本日、「感染警戒期（特別警戒期間）」から「感染警戒期」に移行しました。

これにより、「特別警戒期間」中の特措法に基づく各種要請は、原則、県知事としての協力依頼に引き下げますが、

○11都道府県への「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」は継続されており、特に事業活動をはじめ、観光・プライベートなどの多くの往来が想定される東京都、大阪府は、陽性確認の下げ止まりも指摘されていること。

○各都道府県におけるデルタ株のスクリーニング検査による「L452R」変異株の確認は増加傾向にあること。

など、県外との往来に起因する感染リスクは依然高く、緊急事態宣言地域を含む、「まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張や往来の自粛」については、引き続き、特措法に基づく要請として継続します。

なお、会食における参加人数等の目安については、本日から6月末までの間、
○「20人以下」で、「感染リスクの高い行動のない人」
とします。

「感染リスクの高い行動」とは、例えば

○緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置の地域で、繁華街等の混雑した施設を利用

○県外との往来がなくとも、頻繁に3密の場に出入りといった行動です。

ただし、長時間避け、感染対策ができていない飲食店は、決して利用しないようお願いします。

また、人数等の要件は緩和しますが、主催者がおらず、感染対策、参加者の体調や行動歴の確認ができない、誰が参加したか把握もできないような、不特定多数の方が出入りする会食を伴うイベントは、絶対に開催しない、参加しないよう、強くお願いします。こうしたイベントが第4波の発端となり、県内が危機的状況に追い込まれたことを決して忘れないでください。

なお、「感染警戒期」への移行に併せ、県内旅行の補助を開始します。

昨年度、延べ10万人を超える方々に利用いただいた県内宿泊旅行の割引は、県内の旅行業者の支えになり、また、県民の皆様に地域の魅力を再確認いただく良い機会になったと考えています。

県民の皆様におかれては、この割引を積極的に利用いただき、十分に感染対策を取られた上で、安全・安心に県内観光を楽しんでいただきますようお願いします。

「特別警戒期間」は終了しますが、感染が再拡大する兆候が現れれば、再び、対策強化の方向に舵を切らざるを得ません。

現在、本県は社会経済活動の再開に向け、着実に歩みを進めているところです。

県民や事業者の皆様におかれては、企業や個人、それぞれの立場で、引き続き、感染回避行動を徹底していただきますようお願いします。

なお、これらの対策の詳細等は別添の資料にまとめておりますので、ぜひご一読いただきますようお願いします。

また、警戒レベルの切り替えについては、本日の記者会見でご説明しましたので、皆様におかれては、以下の2次元コードから、本日の会見の録画データをご覧いただきますようお願いします。



「感染警戒期」

6月22日(火)～当面の間

- 県民や事業者の皆さんの協力と努力により、感染状況は落ち着いた状況が続き、医療の負荷は徐々に下がりつつあります。
- ただし、県の警戒レベルは一定程度維持します。近隣県でもデルタ（インド）株の感染が確認されており、引き続き持ち込み・持ち帰りリスクには注意が必要です。

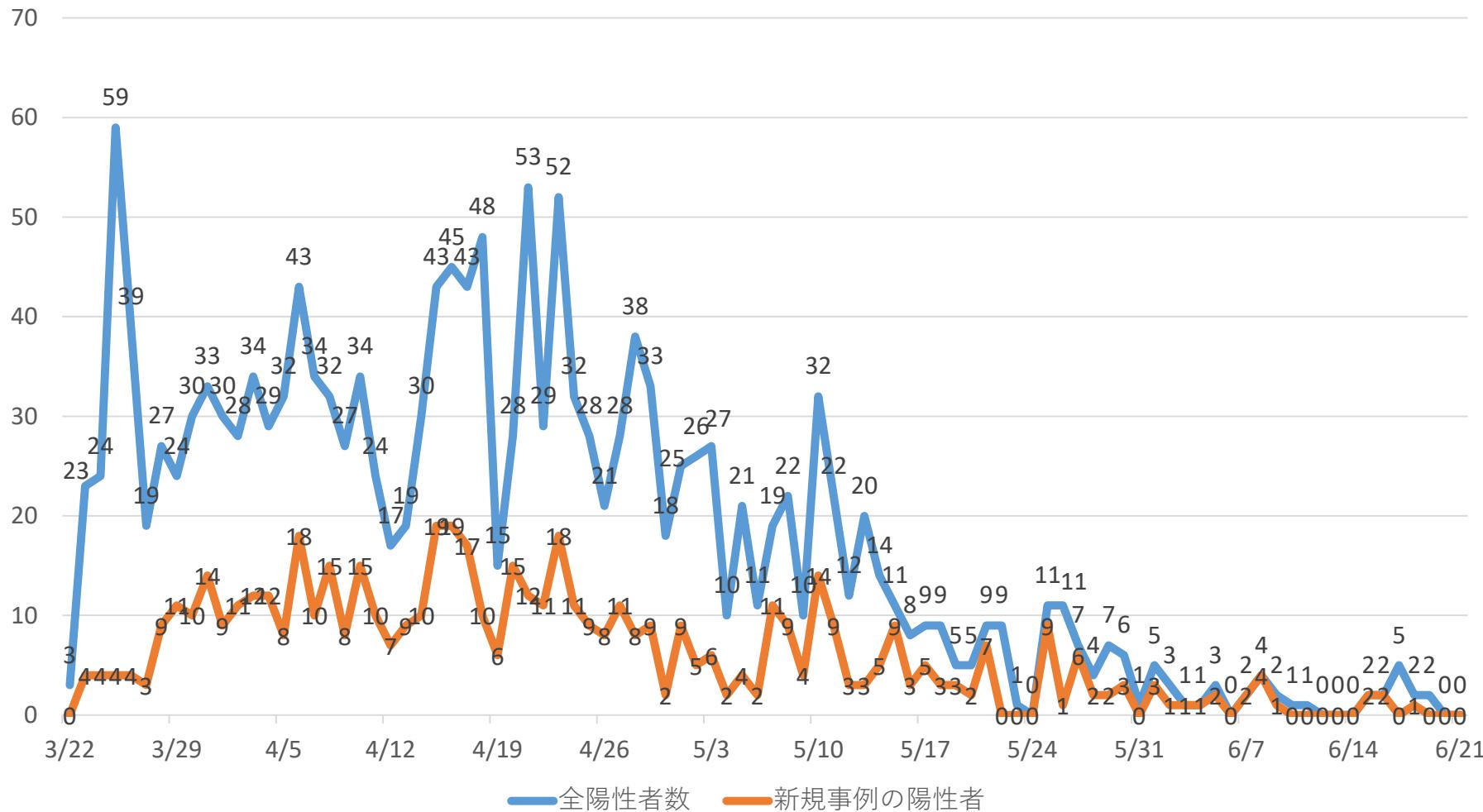
警戒は怠らず！

社会経済活動も徐々に展開

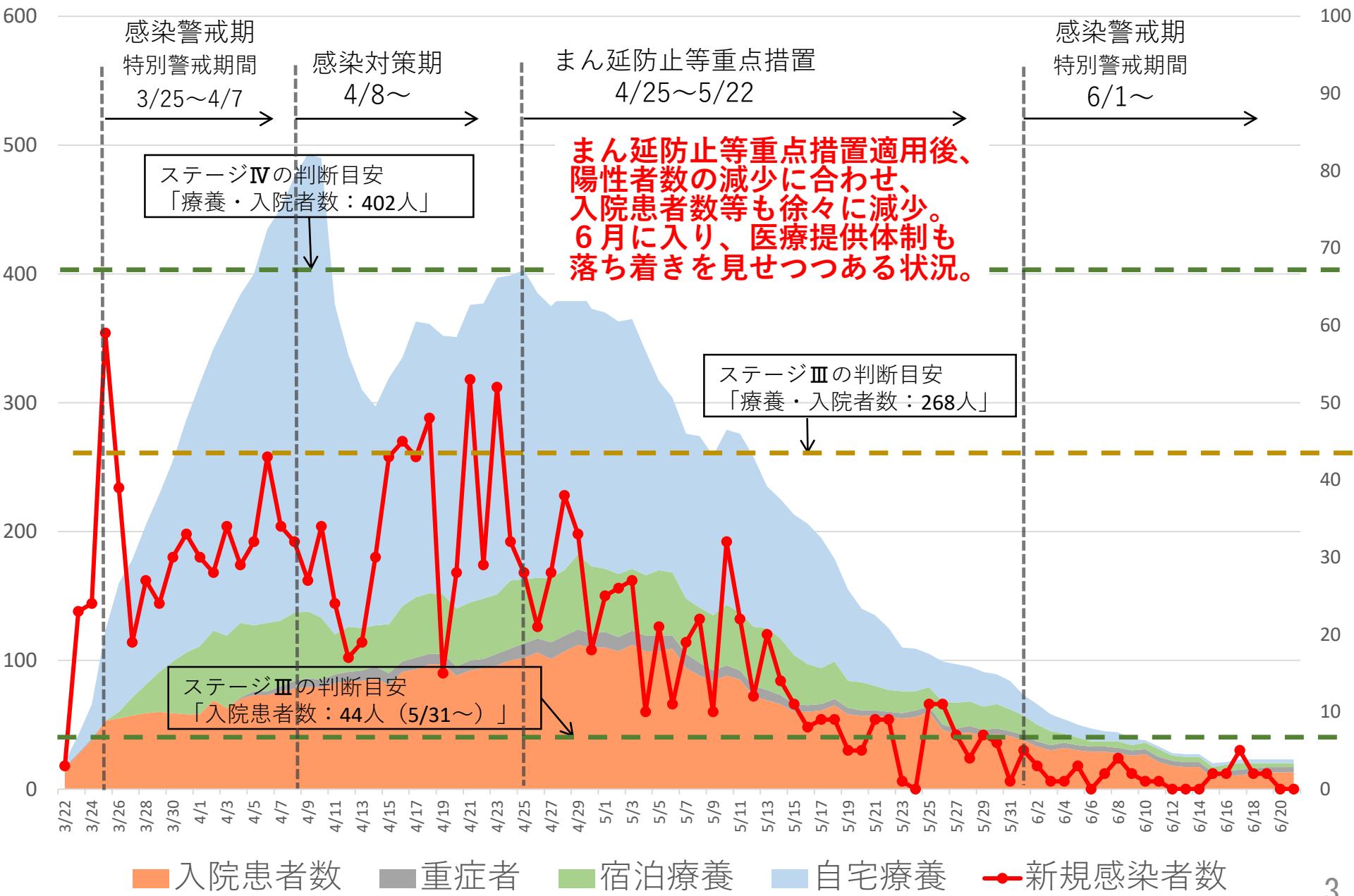
陽性者数の推移（愛媛県）

県下全域に広がっていた感染リスクは抑えられつつある

- ・陽性確認は下火になりつつも、感染リスクがゼロになったわけではない。
- ・県外からの感染の持ち込み・持ち帰りリスクに、引き続き強い警戒が必要。

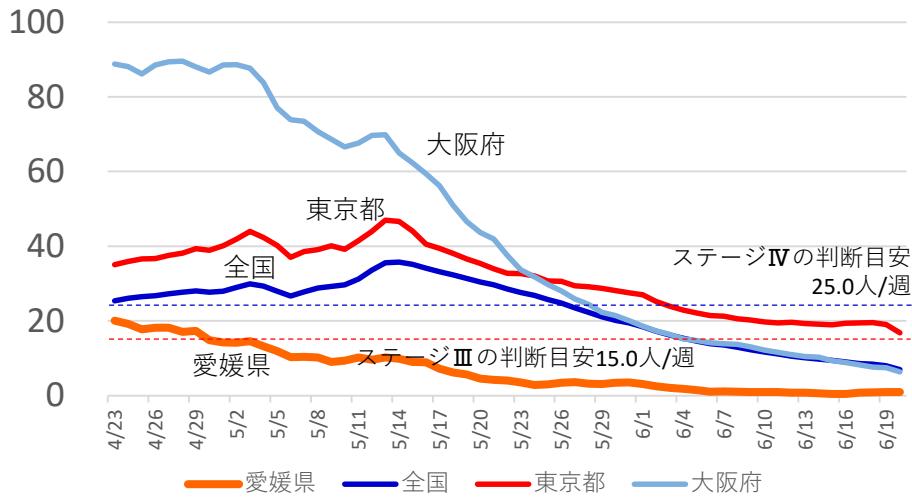


第4波における入院患者数等の推移

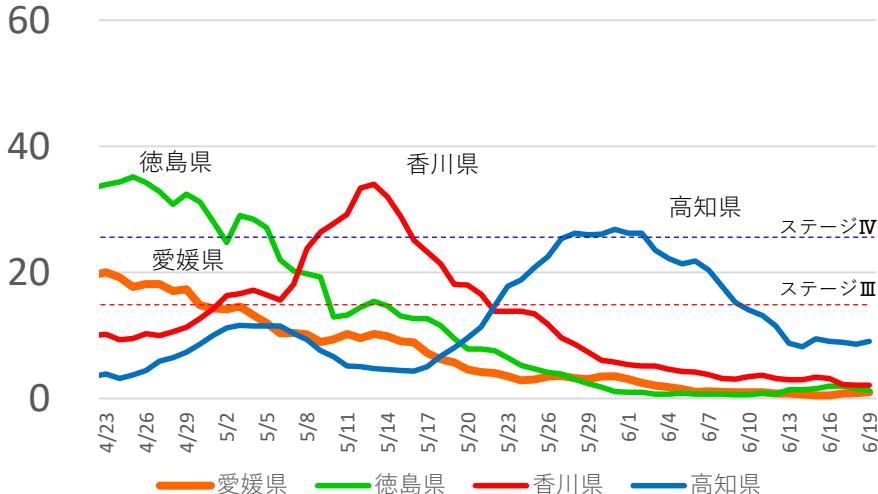


近隣県の10万人当たり陽性者数（1週間累計）

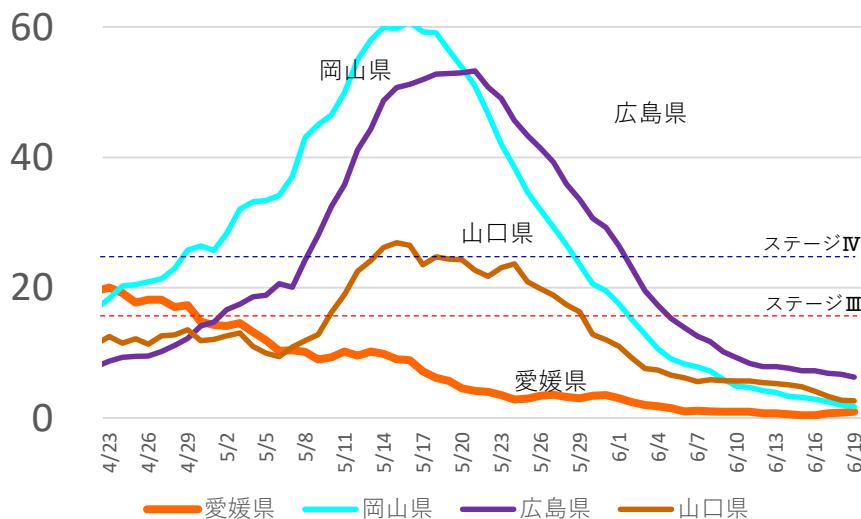
全国・東京・大阪



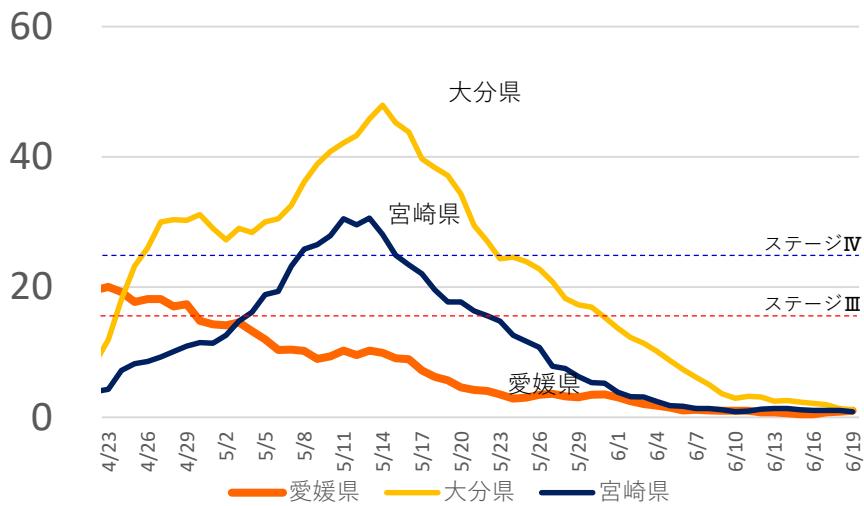
四国



中国



九州

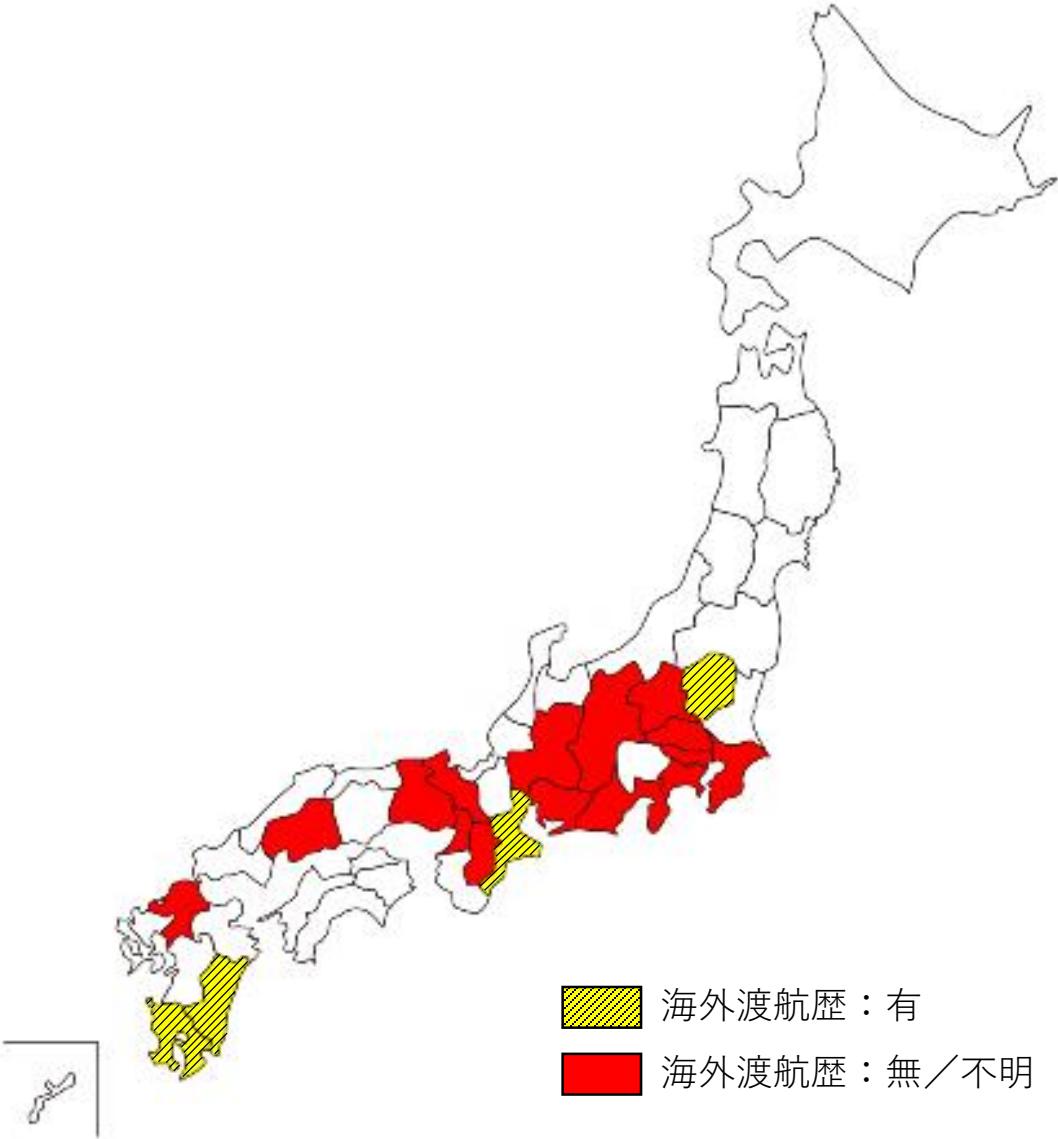


国内でのL452R変異株の確認状況

都道府県	公表人数	海外渡航歴
栃木県	4 (4)	有
群馬県	35 (12)	有、無
埼玉県	8 (4)	有、無
千葉県	12 (7)	有、無
東京都	72 (43)	有、無
神奈川県	86 (54)	有、不明
長野県	1 (1)	不明
岐阜県	1 (1)	不明
静岡県	12 (12)	有、無
愛知県	7 (5)	有、無
三重県	3 (3)	有
京都府	1 (0)	無
大阪府	53 (24)	無、不明
兵庫県	17 (14)	有、無
奈良県	1 (0)	無
広島県	8 (8)	有、無
福岡県	1 (0)	不明
宮崎県	2 (0)	有
鹿児島県	3 (1)	有
空港検疫	217 (206)	-

※ () 内は6/8公表時の数字

※上記集計には、ゲノム解析未実施分も含まれる。



※各県の公表資料や報道等を基に作成

主な要請・依頼内容

○まん延防止等重点措置地域等(緊急事態宣言地域を含む)
との不要不急の出張・往来の自粛[法要請]

○会食の注意[協力依頼]

- 「感染対策に注意して飲食店を利用」は継続
- 会食は「長時間を避けて、感染リスクの高い行動のない人と」
- 「10人以下」⇒「20人以下」
とし、当面の間継続

○学校活動の制限

- 県外交流は厳選して実施。ただし、まん延防止等重点措置地域等との交流は原則禁止

※ただし、感染拡大の兆候が見られた場合は、速やかに警戒レベルを引き上げる。

「感染警戒期」の要請内容等

○法に基づく要請はまん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張、往来自粛のみ継続

項目	6月21日まで	6月22日～当面の間
対策期間	6/1(火)～6/21(月)	6/22(火)～当面の間
期間名称	「感染警戒期～特別警戒期間～」	「感染警戒期」
要請・協力依頼内容	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県外との不要不急の出張、往来自粛</u> ・<u>会食の注意</u> ・<u>外出や人との接触、会合の機会を減らす</u> ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用 ・「5つの場面」の注意 <p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行 	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張、往來の自粛</u> <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>会食の注意</u> ・<u>感染回避行動の徹底</u> ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用 ・「5つの場面」の注意 <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行
	医療・高齢者施設の面会制限	継続
	<p>学校活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施 <p>県外交流はやむを得ないものを除き当面見送り</p> <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>練習試合や合同練習は、県内校に限って実施</u> ・県内の公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める 	<p>学校活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施 <p>県外交流は厳選して実施。ただし、まん延防止等重点措置地域等との交流は原則禁止</p> <p>《部活動に係る大会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は例外的に認める
	県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底して開催	継続
	県管理施設の貸館利用は条件を付して許可	継続

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

○まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張や往来の自粛【変更】

(特措法第24条9項)

- まん延防止等重点措置地域等（緊急事態宣言地域を含む）との出張・往来は引き続き自粛
 - まん延防止等重点措置地域等への出張はウェブの活用などで代替
 - やむを得ない出張や往来（物流等の社会インフラ関係、医療、冠婚葬祭等）は、訪問先自治体の感染状況をよく把握し、現地の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
 - 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

○その他地域への往来、出張は細心の注意を！ (協力依頼)

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【当面継続】

- 会食は20人以下で、長時間を避ける
※当面の間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和
- 感染リスクの高い行動のない人と
【感染リスクの高い行動例】
 - ・まん延防止等重点措置地域等で、繁華街等の混雑した施設を利用
 - ・県外との往来がなくとも、頻繁に3密の場に出入りする など
- 不特定多数が集まる会食パーティーや、飲食店でのイベント等は開催しない、参加しない

■会食に関するチェックポイント■

①店側の感染対策ができていることを確認

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底

②参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

会食の注意の段階的緩和

感染状況等を踏まえて段階的に緩和

期間	人数	対象者	時間等
6/1～ 6/13	4人以下	毎日顔を合わせ、 感染リスクの高い 行動のない人と	・概ね2時間以内 ・感染対策が徹底 されている店を 利用
6/14～ 6/21	10人以下	毎日顔を合わせ、 感染リスクの高い 行動のない人と	・長時間を避けて ・感染対策が徹底 されている店を 利用
6/22～ 6/30	20人以下	感染リスクの高い 行動のない人と	・長時間を避けて ・感染対策が徹底 されている店を 利用
7/1～	大人数を避けて	感染リスクの高い 行動のない人と	・長時間を避けて ・感染対策が徹底 されている店を 利用

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

➢ **感染回避行動の徹底【継続】**

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効】

➢ **温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用【継続】**

➢ **感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】**

※「5つの場面」

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ③マスクなしでの会話
- ⑤居場所の切り替わり

- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ④狭い空間での共同生活

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

- 業種別ガイドラインの実践【継続】
- 職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す

- 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行（業務の特性等を踏まえ）【継続】

- 入場者が密にならないような整理誘導
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 従業員への検査勧奨

【学校関係】 教育活動全般

○身体接触を伴う活動等は、注意して実施

○校外との交流活動については

・県内交流は、注意して実施

・県外交流は、**「厳選したもののみ実施」【変更】**

ただし、まん延防止等重点措置地域等との交流は原則禁止

《部活動に係る大会》

○県内の公式大会は実施(必要に応じ、主催者が観客を制限)

○全国大会等への県代表としての参加は例外的に認める

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

- **感染防止対策を徹底して開催 (県主催イベント) 【継続】**

【県管理施設関係】

- 県管理施設は**感染防止対策を徹底して原則開館【継続】**

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・まん延防止等重点措置地域等からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼
(告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等)

- 県管理施設の**貸館利用は以下を条件に「利用を許可」**

【継続】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「県内宿泊旅行代金割」【県民限定】

- 7月から、県内宿泊旅行代金割引『みきゃん割』を再開
- 幅広い宿泊施設で活用できるよう、低価格設定割引『こみきゃん割』を追加
- 土産代等に利用可能な地域限定クーポン『えひめぐりクーポン』を発行
- 夏休み期間中（7/19～8/31）は、平日利用に限定

	7/1～7/18に宿泊	7/19～8/31に宿泊
対象者	県民限定	
取扱い	県内旅行会社窓口	
予約期間	令和3年6月25日～8月31日（但し、宿泊は7、8月の2か月間）	
5,000円割引 【みきゃん割】 ※再開	条件：1人泊6,000円以上 発行数：1万人泊 クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 (上限2,000円、一定の条件あり)	
2,500円割引 【こみきゃん割】 ※追加	条件：1人泊3,000円以上 発行数：1万人泊 クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 (上限2,000円、一定の条件あり)	
割引適用日	制限なし	平日限定 (金、土、祝前日泊を除く)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、発行を停止。

感染警戒期 4つのポイント

① 感染回避の継続徹底

(感染防止の基本)

② 体調異変時は休んで受診

(職場・学校への感染拡大阻止)

③ まん延防止等重点措置地域等との往来自粛

(変異株持ち込み対策)

④ 当面はルールを守った会食実施

(飲食店・会食クラスターの阻止)